

○京都府立大学アドバンスト・プレイスメント プログラムに係る特別聴講学生規程

(令和4年京都府立大学規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒に対して、京都府立大学（以下「本学」という。）の学部生を対象に開設する授業科目の聴講機会を提供するための制度（アドバンスト・プレイスメントプログラム（以下「APプログラム」という。））に関し必要な事項を定めることにより、大学教育に対する理解を深めるとともに、生徒の学習意欲と自己研鑽力の向上を通じ、高等学校等における教育の一層の向上を図ることを目的とする。

(AP 特別聴講学生)

第2条 学長は、学部生を対象に開設する授業科目の特別聴講を希望する高等学校等の生徒で、本学が適当と認めた者に対し、AP 特別聴講学生として聴講を許可することができる。

(特別聴講)

第3条 AP 特別聴講学生は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第60条の規定に準じ、AP プログラムに係る授業科目を聴講することができる。ただし、単位の認定は伴わない。

(聴講期間)

第4条 AP 特別聴講学生の授業科目の聴講期間は、1年以内とする。

(出願資格)

第5条 AP プログラムに係る特別聴講を出願することのできる者は、本学においてAPプログラムの対象校として認定された高等学校等の生徒で、所属の高等学校等の長から推薦を得られた者とする。

(授業科目)

第6条 AP プログラムに係る授業科目は、学長が別に定める。

(出願手続)

第7条 AP プログラムに係る特別聴講を出願する者は、AP プログラム特別聴講願書を所定の期日までに、在学する高等学校等の長を通じて、学長に提出しなければならない。

(特別聴講の許可)

第8条 AP プログラムに係る特別聴講の許可は、教授会の審議を経て、学長が行う。

2 学長は、第1項の規定により許可した者に対し、AP プログラム特別聴講許可書を当該

高等学校等の長を通じて本人に交付する。

(身分証明書)

第9条 前条第1項の規定により許可された者に、APプログラム特別聴講学生証を当該高等学校等の長を通じて交付する。

(聴講料)

第10条 聴講料は、徴収しない。

(施設の利用)

第11条 AP特別聴講学生は、APプログラムの授業科目の聴講に必要な施設を利用することができる。

(修了証の交付)

第12条 聴講した科目を修了した場合は、修了証を交付する。

(諸規程の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、AP特別聴講学生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。